お知らせ

北海道医師会母体保護法医師指定の取扱規程ならびに取扱規程細則の改正について

◇総務部◇

すでに、北海道医報 第1057号（平成18年10月1日付）附録でお知らせしておりますとおり、平成18年9月17日開催の第126回北海道医師会臨時代議員会におきまして、当会母体保護法医師指定取扱規程ならびに取扱規程細則を改正し、平成19年4月1日より施行いたしました。

つきましては、主な改正点を再度お知らせしますので、ご承知おき願います。

特に、指定書を「紛失」または「毀損」した場合には、再交付申請の際に審査料（5,000円）が必要となりますので、お手元の指定書の保管には十分ご留意願います。

また、申請書類(様式)を全面的に改めましたので、申請手続きの際は、郡市・医育機関医師会にご連絡の上、お間違えのないよう改正後の様式にて申請願います。

主な改正点

1. 指定医師の要件に、「医師免許取得後5年以上経過」として年数を明記したこと。また、研修期間中の実地指導を「受けなければならない」と限定したこと。
2. 医療施設の入院設備は原則とし、後方支援体制の用意を明文化したこと。
（ただし、中期中絶を行う場合は、入院設備は必ず有すること）
3. 研修機関の条件として、開腹手術には「腹腔鏡手術を含む」こととし、分娩数を「120件以上」としたこと。
4. 人工妊娠中絶手術後の届出義務に、「ゼロ件数の報告義務」を追加したこと。
5. 指定の更新にかかる研修の受講は、生涯教育講座等であっても「産科・婦人科医療に関するもの」に限定したこと。
6. 指定書を「紛失」または「毀損」した場合には、再交付申請（審査料5,000円）を必要としたこと。

北海道医報ファイルについて

北海道医報を整理するためのファイル(新仕様-A4サイズ)が完成いたしました。医報本誌を1年分綴じることができます。ご希望の向きは下記まで送付先ならびに希望数をご連絡ください。無償にてお送りいたします。

記

申込先：北海道医師会事業第二課
〒060-8627　札幌市中央区大通西6丁目
Tel.011-231-1725　Fax.011-252-3233
E-mail　ihou@m.doui.jp